

1 開会及び閉会の日時

令和6年3月11日 午後3時45分～午後5時5分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	安田 博之
教育次長	増田 裕一
事務局参与	能島 裕介
管理部長	西村 和修
企画管理課長	伊元 俊幸
職員課長	西川 欣伸

日程第1 議事

- (1) 議案第11号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第12号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第13号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第14号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
- (5) 議案第15号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について
- (6) 議案第16号 職員の人事について

午後3時45分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
日程第1「議事」の「議案第16号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第16号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。それでは、これより日程に入ります。日程第1「議事」の「議案第11号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関

する規則及び尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。西川 職員課長。

職員課長

職員課長でございます。「尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を、ご説明申し上げます。お手元の資料3ページ、尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の新旧対照表をご覧ください。現在、教職員が出張等において7日以上にわたり不在とする場合、また、校長においては2日以上不在とする場合は、教育委員会への報告を求めています。これは、携帯電話が普及していない時代に、学校を不在にしております管理職や教職員との連絡手段を、学校や教育委員会が確保するために規定されたものでございます。しかしながら携帯電話が普及した現在、容易に連絡手段を確保できることから、届出の期間を改め、各学校園における事務を少しでも軽減しようとするものでございます。教職員につきましては、現行の「7日以上にわたる出張、休暇等の処理」から「10日以上にわたる出張、休暇等の処理」に改正し、また夏休みなどの長期休業日の期間に取得する場合は除くものとしたします。校長におきましては、「2日以上にわたる出張、休暇等の処理」から「5日（以上にわたる出張、休暇等の処理）」に改正いたします。これらの承認権限は学校長にありますが、報告を受ける期間を変更するものでございます。次に資料4ページ、尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の新旧対照表をご覧ください。第7条におきましては、特別支援学校の教職員の出張等の報告に係る期間を改正しようとするもので、改正内容は先ほど同様でございます。次に、幼稚園に係る規定の削除でございます。第28条に幼稚園に園務主任をおくことができる規定を設けておりますが、現在、幼稚園に園務主任をおいていないことから、規定を削除いたします。なお、これらの規程の施行日は令和6年4月1日としております。また、現行の規程につきましては5ページ以降に参考として添付しております。簡単ではございますが、以上で議案の内容説明は終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

白畑教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員

連絡を意図的にとってこない方への対応についてはどのように考えているのか。また、そもそも園務主任とはどういう役割のものであって、なぜ必要がなくなったのか。

職員課長

校長に連絡が取れない場合は、教頭に連絡を取るなどできる限りの措置を行ってまいります。また、園務主任に関しては、現在は各園に教頭がいますが、教頭がいなかった時代に園務のまとめ役として置いていたと伺っております。教頭を置いている中で、今後も園務主任を置く必要性が感じられないため、規定から除くこととしております。

太田垣委員

7日以上や10日以上の出張とはどのようなものか。

- 職員課長 管理職ではあまりありませんが、例えば、高校においては海外への修学旅行に付き添って行く場合がございますし、また、クラブの大会等で勝ち上がっていくと滞在先での日数が長くなるといった場合がございます。
- 中平委員 他市の事例も参考にしているのか。
- 職員課長 他市の事例は参考にしておりません。そもそも報告を求めている市町もございません。今回の改正にあたり、報告を不要とする案も考えましたが、職員の所在が把握できなくなることは、よろしくないと判断し、このように規定いたしました。日数について、どれくらいとするかは感覚でしかないですが、休日を含めて2週間程度不在にする場合に所在がわからないのは良くないだろうと判断したものでございます。
- 中平委員 「携帯電話の普及に伴って」と説明があったが、携帯電話は私物なのか。
- 職員課長 はい。業務の一環として活用するのであれば市で貸与するのが良いと思いますが、予算の問題もあってそれはできておりません。
- 中平委員 教職員が私用の携帯電話で一般の方と業務の連絡を取ったりすることについて、制限をかけていることはあるのか。
- 職員課長 原則、保護者や生徒との業務における私用の携帯電話の利用は禁止しております。ただし、緊急等でどうしても必要となる場合もございますので、学校でルールを決めて運用していただいております。
- 中平委員 事実かどうかはわからないが、学校の電話回線が限られているために、就業時間が間延びしたという状況も伺っているので、柔軟に対応していただきたい。また、私用の携帯電話に業者の連絡先が入ってくることに、特に女性にとってはハードルがあると思うので公私を上手く分けられる方法を考えてもらえればと思う。予算面において考えるのなら、全員分ではなく学校管理職分だけでも貸与するなど検討してもらえればと思う。
- 正岡委員 7日から10日に伸ばした基準等はあるのか。
- 職員課長 明確な基準は特にございません。休日を含めると2週間くらいになりますが、それ以上所在がわからなくなるのはよろしくないと判断し設定しました。
- 白畑教育長 他に質疑はございませんか。
- 白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第11号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

白畑教育長

異議なしと認めます。よって、「議案第11号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第12号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」、「議案第13号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」、「議案第14号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について」及び「議案第15号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について」は、内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。西川 職員課長。

職員課長

職員課長でございます。それでは、「議案第12号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。お手元の資料23ページ、新旧対照表をご覧ください。2月5日の教育委員会で、次年度向けの組織改正において、現在学びの多様化学校の新設に向けた検討を進めている、こども教育支援課を学校教育部から教育総合センターへ移管することを説明させていただきましたが、それに伴い、事務局事務分掌規則におきまして、第2条の学校教育部から「こども教育支援課」を削除いたします。また、その下、第3条の2第3項の表中の「学校教育部こども教育支援課」及び第4条の、記載ページは25ページになります、「学校教育部こども教育支援課」の項につきましても、同様に削除いたします。続きまして、第4条の分掌事務についてご説明いたします。24ページをお開きください。まず、管理部職員課の項中第12号「学校における体罰防止に関すること。」を削り、第13号を第12号とします。これは、いじめ防止生徒指導担当にスクールロイヤーを配置することに伴って執行体制の見直しを行い、職員課といじめ防止生徒指導担当、規則上学校教育課の分掌事務との整理を行うものです。次に、学校教育部学事企画課の項中第1号について、「学校教育に係る施策及び学校教育計画の総合調整に関すること。」を「学校支援に係る施策の総合調整に関すること。」へ改正いたします。こちらも学事企画課と学校教育課の事務執行体制の見直しに伴い、分掌事務を整理したものです。その下の学校教育課の第1号につきましても、先程述べました、学事企画課との事務執行体制の調整に伴い、「学校教育に係る施策及び学校教育計画の立案に関すること。」に改め、職員課との事務執行体制の調整に伴い、第18号に「学校における体罰防止に関すること。」を追加いたします。また、同じく学校教育課の改正後第22号、現行第21号の「障害児の就学指導に関すること。」につきましても「障害のある児童生徒等の就学相談に関すること。」へ文言を改めます。これは平成25年10月4日付の文科省通知において、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談や支援、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」等といった名称とすることが適当であると示されていることを受け、本市においても平成27年度に「尼崎市就学指導委員会条例」を「尼崎市教育支援委員会条例」へ変更しており、現在「就学指導」という文言は使用されておられません。これを受け、事務分掌規程においても「就学指導」ではなく「就学相談」へ文言修正を行うものです。また、文科省通知に合わせ、「障害児」という表現についても「障害のある

児童生徒等」へ改めます。本来であれば、どちらも平成27年度の条例改正時に文言整理を行う必要があったものですが、これまで見過ごしていたため、このたび改正を行うものでございます。なお、こちらの規則の施行日は令和6年4月1日としております。また、現行の規則につきましては26ページ以降に参考として添付してまいります。以上で「議案第12号」の説明を終わります。

徳山委員 全庁的に「障害」を「障がい」と表記することにはなっていないのか。

職員課長 「障がい」と表記しなければならないということにはなっておりません。

白畑教育長 続いて、「議案第13号」についても説明を求めます。

職員課長 それでは、「議案第13号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。こちらの規則は、教育委員会の事業所の内部組織の事務分掌などを定めたものでございますが、こども教育支援課が学校教育部から教育総合センターへ移管されることに伴い、整理を行う必要を認めましたことから、規則改正を行うものでございます。お手元の資料36ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、第3条の課の設置につきましては、こども教育支援課が学校教育部から教育総合センターへ移管されることに伴い、教育総合センター内の学校 ICT 推進課の下にこども教育支援課を追加いたします。また、第5条の分掌事務につきましても、こども教育支援課の分掌事務3項を学校 ICT 推進課の項の次に追加いたします。なお、こちらの規則の施行日は令和6年4月1日としております。また、現行の規則を37ページ以降に参考として添付してまいります。簡単ではございますが、「議案第13号」の説明は以上でございます。

白畑教育長 学びの多様化学校設置準備担当についての規定はないのか。

職員課長 必置の担当課ではないため、規則には規定しておりません。

白畑教育長 続いて、「議案第14号」及び「同第15号」についても説明を求めます。

職員課長 それでは、まず、「議案第14号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について」をご説明申し上げます。お手元の資料43ページから新旧対照表となっておりますが、次の44ページをご覧ください。まず、別表第2個別専決事項表の学校教育部学校教育課に関する事項第11号につきましては、先ほど議案第12号、尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の改正でご説明いたしましたとおり、「就学指導」という文言が現在使用されていないこと、また「障害児」という表記を改めることから、「障害のある児童生徒等の就学相談を行うこと。」へ改正いたします。続いて、別表第2個別専決事項表の学校教育部こども教育支援課に関する事項につきましては、こども教育支援課が学校教育部から教育総合センターへ移管されることに伴い、削除いたします。なお、こちらの規程の施行日は令和6年4月1日としております。

す。また、現行の規程を45ページ以降に参考として添付しております。最後に、「議案第15号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について」をご説明申し上げます。こちらの規程は、教育委員会の事業所の内部組織の個別専決事項などを定めたものでございますが、ここまでの議案同様、こども教育支援課が学校教育部から教育総合センターへ移管されることに伴い、整理を行う必要を認めましたことから、改正を行うものでございます。お手元の資料61ページ、新旧対照表をご覧ください。別表第2個別専決事項表の、教育総合センター学校 ICT 推進課に関する事項の項の次に、教育総合センターこども教育支援課に関する事項を追加いたします。なお、こちらの規程の施行日は令和6年4月1日としております。また、現行規程は62ページ以降に参考として添付しております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 以前から組織名称が分かりにくいと感じている。

職員課長 できるだけ市民にとってもわかりやすい名称を心掛けているところですが、特に学校教育課など所掌する事務が広い課に関しては、何の業務を担っているのかを一目でわかるような組織名称を付けることが難しいと感じております。

正岡委員 こども教育支援課を教育総合センターに移す理由として、児童相談所の設置計画と関係があるのか。

職員課長 直接的には関係ありませんが、家庭環境に課題があったりする不登校児童生徒への支援を担当している課として、必然的に連携した業務も出てくると想定されます。

太田垣委員 組織改正は文科省の動向によって行われるのか。

職員課長 国から大きなミッション等が下りてきた場合はそういったこともありますが、基本的には、自分たちが仕事を進めるうえでの業務の効率化であったり、市の課題に対応していくためだったりといった場合に組織を変えていくということが多いです。

中平委員 事務分掌に関してだが、コミュニティ・スクールは学校教育部の所掌ではないかと常々感じているが、そうすると社会教育のところがおざなりになるのではないかという懸念も感じている。人権団体等からは教育委員会にコミットしてほしいが中々実現しないという意見を聞いている。これまで学校教育課にコミュニティ・スクールを移すという議論は出ていないのか。

職員課長 学校長からは、如何にして教職員にコミュニティ・スクールに関心を持っていただくかという点で苦勞しているという話を聞いております。そのためには、社会教育課が啓発していくのも一つですが、学校教育課の指導主事が先導することなども考えら

れるため、学校でどういう取組をされているのかを伺いながら関わり方を考えていきたいと思います。

中平委員 学校の教職員に働きかけを行うにあたっては指導主事がアプローチしていく方が影響があると思うし、現行の形では社会教育主事的なアプローチをする場合は社会教育課が行うなど担当によって得手不得手があると思うので、その辺りは上手くマネジメントしてもらおうという意味でも、事務局で差配してもらいたいと感じる。

白畑教育長 コミュニティ・スクールをいつまでも社会教育課で担うのかということは課題に感じています。元々は学校教育部が担っていましたが中々進まず、社会教育課に移してから一気に進んだという経緯があります。いずれは学校教育部に担ってもらいたいと考えています。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第12号」、「同第13号」、「同第14号」及び「同第15号」を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第12号」、「同第13号」、「同第14号」及び「同第15号」は原案のとおり可決いたしました。それでは、ここからは非公開いたします。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

(「議案第16号」の内容については、職員課が別途作成)

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会3月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月臨時会の議事の全部を終了したので、午後5時5分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会3月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。